

(海外年金制度)：中国における企業年金制度の動向

中国では 2004 年に確定拠出年金の導入を柱とする関連法の改正が行われ、企業年金制度が本格的に整備された。少子高齢化が進展する中で、中国政府は企業年金の役割に大きな期待を寄せている。本稿では、多くの日本企業が中国に進出している現状をふまえて、中国における企業年金制度の概要をお伝えする。

中国都市部の公的年金制度は、1960 年代後半から国有企業が国の代わりに運営・給付の役割を担っていた。1980 年代には市場経済の競争の中で、国有企業の経営不振、年金の財政問題から制度の改革が行われた。中国の「企業年金制度」は、1980 年代中頃に、一部の国有企業で、年金の上乗せ制度として採用されたことに端を発する。

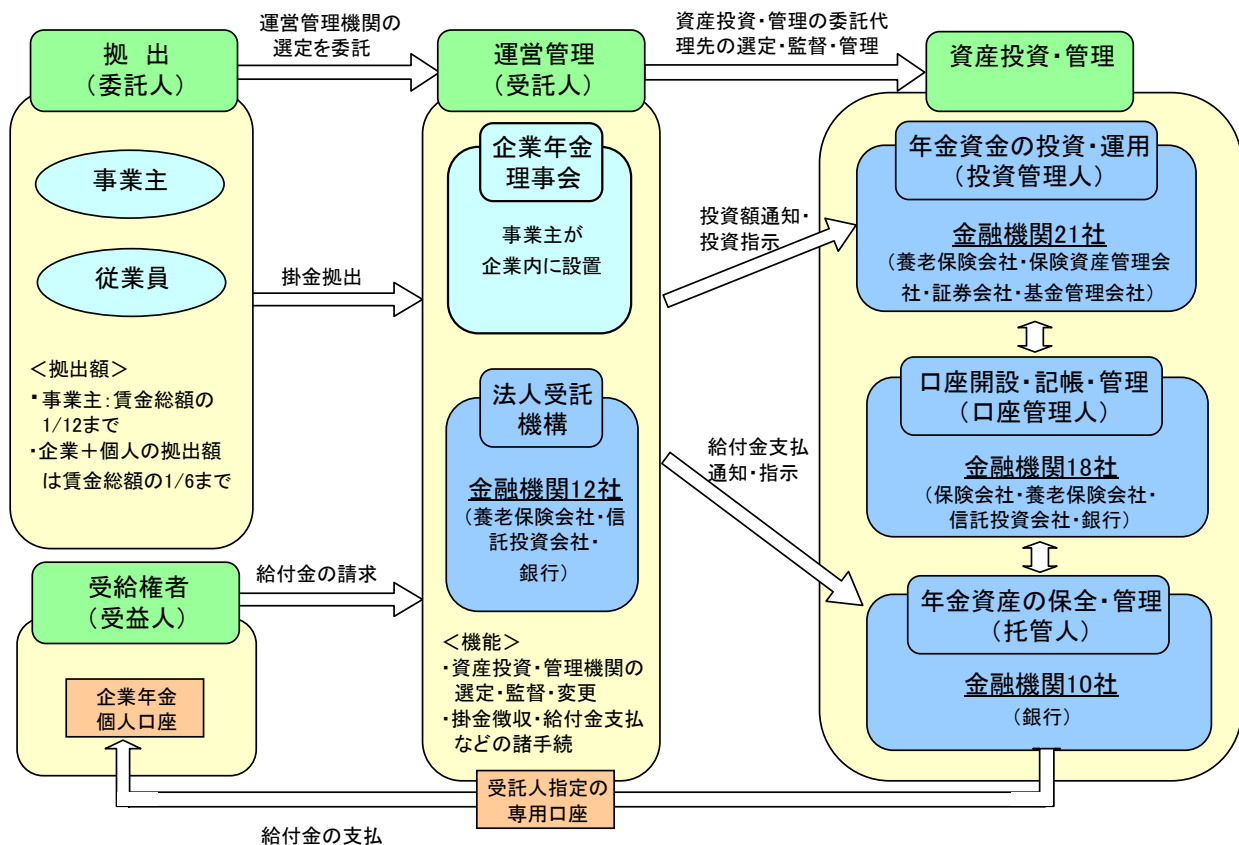
1991 年には公的年金・企業年金制度の運営が国有企業から地方政府に引き継がれた。更に、経済成長が続く 1998 年には民間企業の従業員の公的年金制度加入も可能とし、年金原資の確保に努めた。しかし、一人っ子政策による少子高齢化の進展、旧制度の受給者への給付負担が重なって、年金原資不足が顕在化した。政府は公的年金の財政負担を増やす一方、「企業年金制度」を民間企業にも拡充することで老後保障の強化に乗り出した。

2004 年に関連法が改正され、現行の確定拠出年金制度が導入された。運営が民間の金融機関に移行され、民間主体の企業年金マーケットが誕生した。新制度は、それまでの鉄道、郵便、電力などの大型の国有企業に加えて、経済的に豊かな沿海部の大企業や家電、自動車などの大手メーカーにも導入された。2008 年末での導入企業は 3 万 3000 社、企業年金基金の総額は 1900 億元（およそ 2 兆 7000 億円）、加入者はおよそ 1040 万人となった。とはいえ、加入者数は企業就労者全体のおよそ 3% にすぎず、制度の普及にはまだ時間を要すると考えられる。

中国の企業においては、従来より、日本のような退職金の給付はなく（一部民間保険で対応している会社もある）、原則、定年退職とともに公的年金の受給が開始されるため、企業年金のとらえ方、制度の佇まいについては日本と多少異なっている。日本の企業型確定拠出年金では、退職金から移行するといった点から、企業が掛金を支払い、従業員本人の拠出はない。しかし、中国の場合は退職金がないため、事業主及び従業員本人がそれぞれ掛金を拠出する。

中国では、事業主及び従業員本人の掛金はいったん企業年金基金としてまとめられ、投資管理人によって運用されたのち、給付の際に、収益とともにそれぞれの企業年金個人口座に分配される。しかし、日本と異なり、金融商品の選択や運用については本人に権限が与えられていないといった特徴がある。年金原資の運営管理、投資管理、口座管理、保全等は、許可を受けた金融機関に分散させることで、相互監督機能を持たせている。しかし、許可を受けているのは全て中国系の金融機関で、豊富な経験を持つ外資系金融機関に対してはこれまで許可されておらず、対外的に開放されていない状態にある（図表 1）。

図表1： 中国企業年金制度のイメージ図



(注) 法人受託機構、投資管理人、口座管理人、托管人については 2005 年、2007 年に資格を取得した金融機関 (外資系企業の資格取得なし)。法人受託機構は投資管理人、口座管理人を兼任することができる。括弧内は中国語標記である。関連通知より筆者作成

中国の企業年金マーケットは、世界銀行が 2030 年までに 1.8 兆ドル規模に成長すると試算するなど、世界的にも注目されているが、現時点ではそれほど普及が進んでいない。その背景として、制度の認知度が低くだけでなく、そもそも企業による社会保険料負担が重いことが挙げられる。北京市を例に挙げると、会社が拠出する社会保険料等の福利厚生費は従業員の給与のおよそ 3 割にも達している。企業年金の掛金は一定の割合で損金算入可能だが、社会保険料以外に新たな掛金の拠出となると、中小企業を中心に導入に二の足を踏むのも理解できる。また、従業員拠出の掛金には所得控除等の優遇措置がなく、更に、本人には運用商品の選定の権限がないにもかかわらず運用リスクは負わされるといった運営方式も、加入インセンティブが働かない一因と考えられる。

政府は、今後も国有企業や大手メーカーといった一部の企業から、広く一般の企業や外資系企業 (一部では福利厚生として採用) へと裾野を広げることを目標としている。確かに 2008 年には規模は小さいながらも、企業年金基金の総額が前年比 26% 増、加入者が前年比 12% 増と、順調に拡大した。しかし、現状では、拠出側の税制優遇や、運営管理側の外資参入等の規制緩和や、運用機関の受託者責任など整備すべき課題が山積している。近い将来、制度整備が更に進み、企業年金制度が公的年金制度の補完として、老後保障の第 2 の柱となることを期待したい。

(片山 ゆき)